

交付申請書の書き方と留意事項

様式第1号

令和8年9月3日

鳥取労働局長 殿

住 所 〒680-1234 鳥取県鳥取市〇〇町〇〇

事業場名 株式会社 〇〇鳥取店

代表者職氏名 代表取締役 鳥取 〇〇
(Tel. 0857-00-0000)

(代理人の場合)

住 所 〒

事業場名

代理人氏名

(Tel. - -)

令和8年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金
(業務改善助成金) 交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 523,000 円

2 事業の目的及び内容

当事業場の最も低い時給額を、現在の1,030円から1,100円に引き上げることとし、令和8年10月1日から適用する。また、業務改善としてPOSレジシステムを導入する。

3 申請コース(①50円コース、②70円コース、③90円コース)

※いずれかに○をすること

4 特例事業者(①賃金要件、②物価高騰等要件、③該当なし)

※いずれかに○をすること

5 消費税の適用に関する事項(該当するものに○)

(1) ☒ ア消費税額を助成対象経費に含めないで国庫補助所要額を算定
☐ イ消費税額を助成対象経費に含めて国庫補助所要額を算定

(2) (1)でイを選択した理由

ア免税事業者である
イ簡易課税事業者である

ウ消費税法別表第3に掲げる法人である
エア〜ウ以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する

6 国庫補助金所要額調査(別紙1)

(添付資料)

1 事業実施計画書(別紙2)

2 助成対象経費の見積書(二者以上)

3 特例事業者に該当することを確認できる書類(交付要綱第4条第3項に該当する場合)

4 申請前6月分(※)の賃金台帳の写し(申請前の時間給又は時間換算額が、引上げ後の事業場内最低賃金に満たない労働者のものを提出してください。なお、雇用保険被保険者でない者など、交付要綱第4条第2項及び交付要領第2の4に規定する「引上げ労働者数」に含まれない者の賃金台帳は添付不要です。)

(※)給与形態等によっては、6月分以上必要となる場合があります。

5 その他参考となる書類

申請は事業場単位で行ってください。

交付を受けようとする事業場が本店でなく支店等の場合は、企業名の後に支店名等を記入してください。

交付要領の別紙2の特例事業者に係る特例要件の該当の有無を記入してください。交付要領の別紙2の(2)物価高騰等要件に該当する場合は別添1-1又は別添1-2の申出書を提出してください。

設備投資にかかる助成対象経費の消費税額について、税抜か税込どちらかを選択してください。なお、消費税込で助成を受けた場合は、仕入控除税額報告が必要になります。

① 別紙1の「国庫補助金所要額調査」の「I国庫補助所要額」を記入してください。

② 上限額は30万円〜600万円です。

賃金引上計画及び業務改善計画の概要を記入してください。

審査期間中(交付申請後概ね3月)有効であるものが必要です。

5について

- ・購入予定品のカタログ、工事図面、写真等助成金の対象とするものの内容がわかる書類
- ・労働者の採用・退職を証する書類(申請前6月以内に該当者がある場合で、労働者名簿、労働条件通知書、労働契約書、退職届、離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など)
- ・月給者の月額を時間額に換算するための書類(1年単位の変形労働時間制に関する協定届、カレンダーなど)
- ・残業・休日出勤がある場合、その算出方法がわかる書類

別紙 1

国庫補助金所要額調書

区 分	総事業費	収入額	差引額 (A-B)	対象経 費支出 予定額	対象経費 支出予定 額(D)に 助成率(※ 1)を乗じ た額(1円 未満切り 捨て)	基準額 (上限 額) ※2	選定額 (Eと Fを比 較して 少ない 方の額)	国庫補助基 本額 (CとGを 比較して少 ない方の 額)	国庫補 助 所要額 (1,000 円未満 切り捨 て)※3
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	653,800 円	0 円	653,800 円	653,800 円	523,040 円	1,000,000 円	523,040 円	523,040 円	523,000 円
	消費税は※3に基づき税抜か税込どちらか選択した金額を記入してください。		(通常 0 円)					H から 1,000 円未満切り捨て	

※1 事業場内最低賃金 1,050 円未満の事業場にあつては5分の4

事業場内最低賃金 1,050 円以上の事業場にあつては4分の3

※2 別表第1の第5欄又は別表第2の第2欄に定める各コースの上限額

※3 1欄の国庫補助所要額は(税抜/税込)である。(いずれかに○をすること。)

該当する助成率に○をして
ください。

該当する消費税の
適用に○をして
ください。

日本標準産業分類に基づき記入してください。日本標準産業分類については総務省のホームページ

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

別紙 2

法人の場合に記入してください。

事業実施計画

1 申請企業の規模等	①資本金又は出資の総額	10,000 千円	②企業全体で常時使用する労働者の数	25 人
	③本店所在地	東京都千代田区霞が関 1-2-2		
2 業務改善等を行う事業場	④法人番号（個人事業主は記載不要）	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2		
	①事業場の名称	株式会社 ○○鳥取店		
	②労働保険番号	3 1 1 0 1 2 3 4 5 6 7 - 0 0 0		
	③雇用保険適用事業所番号	3 1 0 1 - 1 2 3 4 5 6 - 7		
	④所在地	〒 680-0000 鳥取県鳥取市○○町○○		
	⑤電話番号	0857-00-0000	⑥常時使用する労働者の数	5 人
⑦事業内容	各種食料品小売業			
産業分類	大分類	卸売業,小売業	中分類	飲食料品小売業

事業場が本店でなく支店等の場合は、企業名の後に支店名等を記入してください。

3 助成事業の概要

(1) 賃金引上計画【①50円コース、②0円コース、③90円コース】

※いずれかに○をすること。

ア 常時使用する労働者 ※該当労働者全員の申請前の賃金状況を記載すること（時間給又は時間換算額順に記載願います。）。なお、該当者が多く書き切れない場合は、別紙（様式任意）に記入すること。	労働者職氏名 雇用保険被保険者番号	性別	生年月日	採用年月日	時間給又は時間換算額
	販売員 厚生一郎 3101-321456-1	男	昭和 62 年 7 月 21 日	平成 22 年 4 月 1 日	1,030 円
	販売員 労働花子 3101-221405-3	女	昭和 62 年 9 月 10 日	平成 22 年 4 月 1 日	1,030 円
	販売員 基準三郎 4800-789912-4	男	昭和 59 年 6 月 5 日	平成 20 年 4 月 1 日	1,050 円
	調理師 均等星世 5000-214566-2	女	平成 3 年 5 月 6 日	平成 27 年 9 月 15 日	1,279 円
	統括マネージャー 衛生太郎 2200-921456-5	男	昭和 49 年 2 月 20 日	平成 15 年 4 月 1 日	2,034 円

引き上げる年月日は、就業規則の改定を行う場合には、就業規則の適用日に揃えてください。

「⑥常時使用する労働者の数」に含まれる労働者全員について記入してください。賃上げ対象者については、雇用保険被保険者番号の記載をお願いいたします。（雇用保険未加入者については雇用保険被保険者番号の記載は不要です。）

イ 事業場内最低賃金を引き上げる計画
※⑤引上げ額の該当者が多く書き切れない場合は、別紙（様式任意）に記入すること。

①賃金計算期間	1 日～末日		
②賃金支払日	翌月 10 日		
③引き上げる年月日	令和 8 年 10 月 1 日		
④別表第 1 の第 4 欄又は別表第 2 の第 1 欄に基づく引上げ労働者数	3 人		
⑤引上げ額	氏名	厚生一郎	引上げ額 70 円
	氏名	労働花子	引上げ額 70 円
	氏名	基準三郎	引上げ額 70 円
	氏名		引上げ額 円
	氏名		引上げ額 円

事業場内最低賃金を引き上げる労働者だけでなく、引上げ対象となる労働者も含めた全員の人数を記入してください。なお、雇用保険被保険者でない者など、交付要綱第 4 条第 2 項及び交付要領第 2 の 4 に規定する「引上げ労働者数」に含まれない者は記入不要です。

事業場内最低賃金を引き上げる労働者だけでなく、引上げ後の賃金額を下回る労働者のうちコース額以上引上げる労働者も含めて人数を記入してください。

ウ 事業場内最低賃金
規定を定めた就業規
則等（案）

賃金規程（案）

（事業場内最低賃金）

第〇条 当事業場における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額 1,100 円とする。ただし、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 7 条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。

2 前項の賃金額には、最低賃金法第 4 条第 3 項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第 2 条の定めるところによる。

附則

この規程は令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

条文の施行予定
日は、附則として
記入してください。

事業場内最低賃金に係る条文案を記入してください。
交付申請段階では（案）です。
就業規則の作成は、交付申請後にしてください。
正社員用以外にパートタイム用就業規則がある場合は、
双方に規定が必要です。



(2) 事業実施計画

必要性、内容及び実施方法	実施予定時期	費用見込額
※生産性向上、労働者の労働能率の増進に効果があることを具体的に記入してください (記載内容例) (1) 現状の作業方法(問題点)、所要時間等 現在、お客様が来店された時、商品の会計をすべて手作業で行っており、繁忙時のレジ待ちの行列や、会計ミス等が頻発している。また、在庫管理や売れ筋商品の動向把握、顧客管理もできていない。 また、毎日在庫の確認や精算処理を2時間かけて行っており、そのために営業時間の短縮を行う日もある。 (2) 設備投資など業務改善計画の内容 POSレジシステムを導入することにより、レジ精算処理の効率化だけでなく在庫管理や売上データが一元管理され、繁忙時のレジ待ちが削減され生産性向上が見込まれる。 (3) 計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果 POSレジシステムを導入することにより、①手作業の会計負担が軽減される、②お客様の待ち時間が短縮される、③在庫管理や精算処理が効率化される、④売上データをマーケティングに活用できる、こととなり、日々の在庫の確認や精算処理を20分で行えるようになるので労働者の労働能率の増進が見込まれる。	令和8年11月1日～ 令和8年12月25日	〈設備投資等〉 POSレジ本体 450,000 周辺機器 203,800
費用見込額合計		653,800円

労働能率の増進・作業効率の改善・生産性の向上等に効果があることを具体的に・定量的に記入してください。
現在どのような作業環境でどのような作業が行われているのか、どのような作業効率が上がるのか、説明が必要になります。

別紙1「国庫補助金
所要額調書」の「A
総事業費」と一致します。

(3) 事業完了予定期日※1 令和8年12月25日

導入機器等の納品日、助成対象経費の支払完了日又は賃金引上げ日のいずれか遅い日を記入してください。

4 申請前6月間の解雇等の状況※2 (交付要綱第4条第4項第一号関係)

なし。

5 他の助成金の受給、申請の有無 (交付要綱第4条第4項第一号のニ関係)

欄外の※2に基づき記入してください。
不支給要件の解雇等又、申請内容について、虚偽等があった場合には、支給後であっても全額返還になります。

有 ・ ☒ 無	有の場合、助成金の名称		
申請日6月前の日から申請日までに、助成対象経費を対象として国又は地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等を受けている又は申請している場合には、「有」に○を付し、その名称を記入してください。			
6 過去の業務改善助成金の受給の有無（交付要綱第4条第4項第二号関係）			有 ・ ☒ 無
		有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額	円
7 労働関係法令違反の有無（交付要綱第4条第4項第三号関係）			有 ・ ☒ 無
8 補助金等の決定取消し等の有無（過去5年）（交付要綱第4条第4項第四号関係）			有 ・ ☒ 無
9 暴力団関係事業場の該当の有無（交付要綱第4条第4項第五号関係）			有 ・ ☒ 無
10 破壊活動防止法の該当の有無（交付要綱第4条第4項第六号関係）			有 ・ ☒ 無
11 徴収金の滞納の有無（交付要綱第4条第4項第七号関係）			有 ・ ☒ 無
12 倒産の有無（交付要綱第4条第4項第八号関係）			有 ・ ☒ 無
13 不正受給の公表同意の有無（交付要綱第4条第4項第九号関係）			☒ 有 ・ 無
14 交付要綱第2条の要件を満たしていること			☒ 有 ・ 無
15 他の事業場における業務改善助成金の申請の有無（交付要綱第2の6関係）			有 ・ ☒ 無
16 振込を希望する金融機関			
金融機関名	☒ ☒ 銀行	支店名	鳥取支店
口座の種類	☒ 普通 ・ 当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
(フリガナ) 口座名義	カブシキガイシャマルマルトットリテンダイヒョウトリシマリヤクトットリマル マル 株式会社〇〇鳥取店 代表取締役 鳥取〇〇		
17 その他			

※1 事業完了予定期日とは、①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日のいずれか遅い日

※2 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほかに、①その者の非違によることなく勸奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合